

審 議 結 果

会 議 名	第1回川口市男女共同参画推進委員会
開 催 日 時	平成28年5月26日(木) 10時00分から11時35分
開 催 場 所	川口市議会 第3委員会室
出 席 者	金井委員長、瀬山副委員長 新井委員、大谷委員、小暮委員、北原委員、芦田委員、榊原委員 杉本委員、島袋委員 沢田市民生活部長、渡部課長、高山課長補佐、高橋主任、丸山主事
議 題	1 開会 2 協議事項 (1) 男女共同参画に関する市民意識調査について 3 報告事項 (1) 川口市女性相談員及び川口市配偶者暴力相談支援センターについて 4 その他 5 閉会
公開／非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	0名
会 議 資 料	会議次第 資料No.1 川口市男女共同参画推進委員会委員名簿 資料No.2 男女共同参画に関する市民意識調査について 資料No.3 川口市女性相談員について

	<p>資料No.4 川口市配偶者暴力相談支援センターについて</p> <p>資料No.5 平成23年度男女共同参画に関する市民意識調査票</p> <p>別添資料 平成26年度版川口市男女共同参画年次報告書</p> <p>別添資料 「男女共同参画のつどい」の案内チラシ</p>
審 議 経 過	別紙のとおり
そ の 他	—

審 議 経 過

1 開会（10時00分）

- ・ 委員会に先立ち交替した委員（1名）の委嘱書の交付を行った。
- ・ 事務局から、出席委員数が委員定数の過半数に達しているため、川口市男女共同参画推進委員会規則第3条第2項の規定により本委員会が成立している旨を報告した。
- ・ 事務局から会議の傍聴希望者がいなかった旨を報告した。
- ・ 事務局から配布資料について説明した。
- ・ 事務局から、所用により委員長の到着が遅れるため、川口市男女共同参画推進委員会規則第2条第3項の規定により委員長到着まで副委員長が議長を務める旨を報告した。
- ・ 副委員長から会議録署名人の選任について説明し、今回の署名委員を決定した。

2 協議事項

(1) 男女共同参画に関する市民意識調査について

○副委員長

協議事項の（1）男女共同参画に関する市民意識調査について事務局の説明を求める。

○事務局

平成25年4月に策定した第2次川口市男女共同参画計画は、計画期間を平成25年度から平成34年度までの10ヵ年としており、男女共同参画に関する国や県の取り組み動向、社会状況等を踏まえ、概ね5年ごとに改訂を行うものとしていることから、平成30年度に見直すことになる。

今年度は、同計画の見直し作業に向け市民意識調査を実施するため、その内容についてお諮りするものである。

調査の目的は、市民の男女共同参画に関する意識や第2次計画に定めている推進指標の進捗状況を把握することにより同計画改訂の基礎資料とするとともに、今後の男女共同参画施策の推進に活用するものである。

調査期日については、平成28年11月上旬に配布し、末日までに回収、その後、集計及び分析を行い、2月下旬までに結果を取りまとめたいと考えている。

調査対象は満20歳以上の市内在住者であり、男女各2,000人の合計4,000人を住民基本台帳から無作為に抽出し、調査票は郵送で配布、回収する。

調査内容は経年比較のため平成23年度調査項目と同様とするが、推進指標については配布資料「平成26年度版川口市男女共同参画年次報告書」50ページに掲載の指標一覧のうち、右欄に「市民意識調査」と記載のある項目の進捗状況確認を行い、さらには社会状況に応じた新規項目を追加のうえ調査するものである。

調査項目は資料No.2のとおり、「(1) 男女の平等について」から「(10) 回答者自身について」までの10項目で、このうち「(3) 男女平等教育について」が新規項目となっている。

なお、資料No.5が平成23年11月に第2次計画策定のため実施した市民意識調査の調査票である。新規項目を除く調査項目については、この調査票と同様の設問とし、過去5年間の市民意識の変化等の分析に活かしたいと考えている。

新規項目として追加する男女平等教育についての設問であるが、これは第2次計画の「基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり 課題2 教育の場における男女共同参画の推進」に「人権尊重を基盤にした男女共同参画社会を推進するため、学校での教育だけでなく、家庭、職場、社会等あらゆる場を教育の場としてとらえ『川口市男女共同参画推進条例』の基本理念に則した教育、学習の充実を図る」と定めていることから、本市としてどの分野での教育に力を入れるべきかを検討する資料とするものである。

さらに、回答者自身に関する項目についても2問新規に設定する。これは回答者自身とその配偶者の最終学歴に関する設問であり、これにより、最終学歴による意識の相違などが把握できるのではないかと考えている。

また、追加項目には記載していないが、資料No.5の問19は男女共同参画に関連する用の認識についての設問であり、この中に「LGBT」という用語を、問21にはLGBTな

ど性の多様性に関する意識啓発の実施に関する項目を追加したいと考えている。

(事務局説明の途中で委員長が到着したため、進行を副委員長から委員長に交替した)

○委員長

ただいまの説明について、意見、質問はあるか。

男女平等教育について新たな設問を設けるとのことだが、同設問は男女平等教育で最も力を入れるべきと思う分野を一つだけ回答するものか。

○事務局

そのように考えているが、協議により複数選択がよいということであれば、そのように検討する。

○委員長

教育の場における男女共同参画の推進について、実態は聞かなくてもよいのか。

○事務局

資料No.5「1 男女平等について」の項目中、問1が家庭生活、職場、学校教育等各分野において男女は平等になっているか否かを問う設問であるため、実態については同設問で聞いているものとする。

○委員長

新規設問では、最も力を入れるべきことの選択肢に「学校教育において男女平等についての授業を行う」「職場内で男女平等についての研修を行う」など、場やレベルの異なる項目が並んでおり、選択肢として適切か疑問である。

学校教育において何に力を入れるべきか、職場で何に力を入れるべきかなど項目を分けたほうがよいのではないか。

○事務局

「第2次川口市男女共同参画計画」の「基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり 課題2 教育の場における男女共同参画の推進」に「人権尊重を基盤にした男

女共同参画社会を推進するため、学校での教育だけでなく、家庭、職場、社会等あらゆる場を教育の場としてとらえ『川口市男女共同参画推進条例』の基本理念に則した教育、学習の充実を図る」とあることから、同設問は、家庭、職場、学校教育などあらゆる場において、市民が何を重要と考えているのかを問うものである。

○委員長

では、同設問が市の施策にどう関わっているのかを聞きたい。設問にあることは既に市が実施していることなのか、それともこれから実施しようとしていることなのか。

○事務局

例えば、選択肢2にある男女平等についての「子ども向け、家庭向けパンフレット」については既に作成、配布しているものであり、他の選択肢についても多少差はあるが実施しているものである。

○委員長

同設問で回答が多かった選択肢について、市としてどうしたいと考えているのか。

○事務局

現在、あらゆる手を尽くして男女共同参画の推進に努めているところであるが、予算に限りもあることから、選択と集中が必要である。そのための資料としたいと考えている。

○委員長

他の委員からは意見、質問はあるか。

○委員

何をもって男女平等が実現できているのか、というのは難しい問題だが、突き詰めていくと同設問の選択肢にあるようなことが男女平等の実現に際し必要なこととして挙げられてくるのだろう。事務局の言うように、その中で何を選択すればより成果が上がるか、市民の考えを聞くための設問なのだと思う。その点ではこのままでよいのではないか。

○委員長

他に意見、質問はあるか。

○委員

最も力を入れるべきものを一つだけ選択させるより、複数回答にしたほうがよいのではないか。

○委員長

他にはどうか。

○委員

職場における男女平等というのは、その他の場と全く同様に考えられるものなのか。

○事務局

男女共同参画はあらゆる場において統一的な考えで推進していくべきものであり、その点では職場でも学校教育やその他の場においても考え方は同じである。

○委員

職場には役職による上司の命令系統があり、総合職と一般職という立場の違いもある。そういう面も含めてすべて男女は平等であると考えていいのか。

○事務局

職場における男女平等とは、役職などによる指揮命令を超えてすべて平等であるということではなく、昇進や採用にあたって男女の性差により不利益を生じさせないということが基本である。

○委員長

職種、職務として決まった命令系統や役割があればそれに従うのが適当だが、女性だからというだけの理由で固定的な役割を与えられたり、不利益を被るというのはおかしいことである。そのようなことを職場で研修していくことの重要度を問うのが同設問の趣旨ではないか。

○委員

ここで重要なのは、どういった場で男女平等教育をすることがより効果的か、市の施策として何を優先していくべきかということであって、職場ごとの細かい事情、研修内容に

については、その職場ごとに考えればよいことだと思う。

○委員長

他に意見、質問はあるか。

○委員

選択肢5に「校長や教育や保育士や会社役員及び人事担当などに対し、男女平等についての研修を行う」とあるが、学校教育関係と職場関係とは選択肢を分けたほうがよいのではないか。

○事務局

「学校などの指導的立場にあるものに研修を行う」という選択肢と「会社役員や人事担当などについて研修を行う」という選択肢の二つに分けることでよろしいか。

○委員長

その場合、選択肢6の「職場内で男女平等についての研修を行う」と重複しないか。

○事務局

選択肢1に「学校教育において男女平等についての授業を行う」があるので、学校教育の場と職場での研修、また、それぞれの指導的立場にある者への研修、という2段階に分け、選択肢の順番を整理するということがか。

○委員長

そう考えると、やはり学校と職場など、それぞれの場によって設問自体を分けたほうが分かりやすいように思う。

○事務局

「男女平等教育について」を大項目とし、学校教育編、家庭編、職場編などに再編することがか。

○委員長

そのように分けた上で、「学校教育で必要と思うものは何か」「家庭での教育で必要と思うものは何か」というようにしたほうがよいのではないか。

○事務局

例えば、資料No.5 問3のような表を作成し、それぞれの場についての選択肢を作成するとともに、「最も必要だ」「必要だ」「必要ではない」など重要度を選択できるようにすることでいかがか。

○委員長

それでよい。

○委員

そうなると選択肢の8は削除してよいのではないか。

○委員長

設問9「その他」の選択肢は必要か。

○事務局

「その他」という選択肢を入れることで、市が考えていない意見が市民から寄せられることも期待できる。

○委員長

では、入れていただきたい。他に意見、質問はあるか。

○委員

例えば町会など、地域社会では、いまだに男女の役割分担のような古い考えがあるように思うので、そういった場での教育についても設問に取り入れたほうがよいのではないか。

○委員長

何か具体的な案はあるか。また、市が現時点で町会等に対し働きかけていることはあるか。

○事務局

町会・自治会への参画を促すパンフレットは作成しているが、男女共同参画に焦点をあてたものはない。

他の設問で町会や自治会活動について聞いているものもあるので、設問数を大幅に増や

さない程度に検討したい。

○委員長

設問を大幅に増やさないで、ということなので一点、資料No.5 問2の設問と問7の選択肢(2)の「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」というものは重複しているので、問7の選択肢は削れるのではないか。

○事務局

推進指標等との関連も考え、削除しても問題ないようであれば削除する。

○委員

資料No.2の【追加項目】で、回答者自身について最終学歴を聞くことはプライバシーの点で問題はないのか。

○事務局

同項目は資料No.5の20ページ、「あなたご自身のことについて」の設問に追加されるものであるが、個人が特定されるような設問はないため、問題はないと思われる。

○委員

最終学歴を聞くことによってどのようなことが分かるのか、何を目的とした質問なのか教えていただきたい。

○事務局

最終学歴を問うことにより、学歴がどの程度男女共同参画意識の差に関連しているのか、もしくは関連がないのか、検証するものである。

○委員長

属性によって意識がどのように異なるのかを見るために、学歴を聞くということも一つの方法であり、よいのではないかと思う。

ちなみに、資料No.5 問4で、家事・育児・介護について平日平均どのくらい関わっているかを問う設問があるが、ここにも自治会・PTA活動の項目を入れたほうがよいのではないか。年齢層や性別などにより、自治会・PTA活動は参加する層に偏りがあるのではない

かと思う。

○委員

問3の選択肢にも「自治会・PTA活動」が入っていることから、流れを考えたも入れたほうがよいと思う。

○事務局

では問4の選択肢に(4)として自治会、(5)としてPTA活動と入れる、もしくは(4)として自治会・PTA活動と入れることが考えられるが、いかがか。

○委員長

自治会とPTAとは全く別の活動であるなら、分けたほうがよいのではないか。

○委員

分けたほうがよいと思う。

○委員長

そうすると、問3も自治会とPTAは別の選択肢にしたほうがよいのではないか。PTAは女性が多く、自治会は男性が多いように思う。

○事務局

では、自治会活動とPTA活動は別の選択肢に分け、自治会は本市での呼称に合わせ「町会・自治会」という名称に改める。

○委員

町会・自治会活動に参加していると、若い人の参加が実に少ないことが分かる。このような調査に項目として入れていただくことにより、町会・自治会に対する意識を高めることにも繋がるのでありがたい。

○委員長

問3、問4からの流れで、問4-1及び問4-2も選択肢を整理していただきたい。

問4-2には家事・育児・介護に対する意識を問う選択肢があるが、ほかに自治会・PTA活動に関する選択肢も増やしたほうがよいのではないか。

○事務局

同設問で家事・育児・介護についての選択肢があるのは、男性の家庭参画に関する意識を聞きたいという意図によるもので、選択肢を増やすと設問の方向性がはっきりしなくなるうえ、有効回答数も下がる恐れがある。

○委員長

では問4-1までは自治会・PTA活動を入れ、4-2はそのままでよいか。

他は何か意見、質問はあるか。

○委員

PTAの話が出たが、現在は学校行事にも夫婦で参加する方も増えており、仕事を持っている女性も多い。そんな中でPTA活動だけは依然女性だけに偏りがちな現状がある。そういった部分を見直すためにも、もう少し調査内容に反映させることはできないか。

○事務局

例えば、問4-2で、「家事・育児・介護が面倒だと考えているため」という選択肢があるが、PTA活動もこういったところに反映されてくるものではないか。

○委員長

面倒というより、他のこととの両立が難しいのでは。

○委員

「育児」というと比較的小さい子どもの話だが、PTA活動は子どもの教育に対する親の意識の問題であると思う。ある一定の年齢までいくと、父親の子どもの教育に対する意識が薄れていくという傾向があるのではないか。男女共同参画といいながら、子どもの教育を母親任せにしている男性が多いのでは。そこを調査の中に反映できればよいと思う。

○委員長

PTA活動については、「家庭生活について」の項目だけでなく「ワーク・ライフ・バランスについて」の項目にも関連してくるのではないか。過去と比較するため、あまり設問を変えないほうがよいというのはあるが、問9及び問10などは趣旨も分かりにくく、

回答しづらいように感じる。もう少し設問を工夫できないか。

○事務局

同設問であるが、県の「ワーク・ライフ・バランスに関する県民意識調査」及び国の「男女共同参画社会に関する世論調査」で同様の設問があり、比較材料とするため設定しているものである。よって大幅な変更は難しい。

○委員長

では、PTA 活動に関する設問については事務局で検討していただき、最終的な内容は事務局と委員長である私に一任していただくということによろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

他に意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

では、事務局には本日の議論に基づき、調査内容の修正、変更をお願いする。

3 報告事項

(1) 川口市女性相談員及び川口市配偶者暴力相談支援センターについて

○委員長

報告事項の(1)川口市女性相談員及び川口市配偶者暴力相談支援センターについて、事務局の説明を求める。

○事務局

川口市女性相談員及び川口市配偶者暴力相談支援センターについては、昨年11月の委員会でご審議いただき、その後、平成28年度の早期に設置すべく手続きを進めてきたが、この7月1日から実施する運びとなったことから、その概要についてご報告申し上げるものである。

資料3をご覧いただきたい。川口市女性相談員は、売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき設置するもので、担当業務については、1点目として、配偶者暴力被害者の相談に応じ、必要な指導を行うこと、2点目としてそれらに関連し、川口市福祉事務所及びその他の関係機関との連絡調整を行うこと、3点目として要保護女子の発見、相談、必要な指導、さらに臨機応変な対応ができるよう、4点目としてその他市長が必要と認める職務としている。

女性相談員の任命要件は、社会的信望があり、記載の要件のいずれかに該当する者を市長が任命することとしている。今回の採用については、前回の委員会で頂戴した意見を踏まえるとともに、県との連携も念頭に、県等から要件に該当する熟練者を推薦していただき、任命することとした。

なお、女性相談員の勤務体制であるが、非常勤特別職として2名を採用し、火曜日と金曜日に各1人ずつ午前10時から午後5時の配置を考えている。なお、報酬は月額10,000円、任期は1年とするが再任は可とし、平成28年7月1日から配置するものである。

次に、資料4をご覧いただきたい。配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第2項の規定に基づき、DV被害者等の身近な相談窓口として、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立支援を図ることを目的に設置するものである。

支援センターの業務内容は、1点目として相談又は相談機関の紹介、2点目としてカウンセリング、3点目として被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保、4点目として被害者の自立生活促進のための情報提供、5点目として保護命令制度の利用についての情報提供、6点目として被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助である。

開設は女性相談員の配置と合わせ7月1日とし、実施日時は、毎週火曜日から金曜日までの午前9時30分から午後5時までとする。

支援センター業務は、特に福祉部や子ども部との連携がなければ、迅速な被害者支援につながらない。よって、今後も今までどおり関係機関との連携に務め、相談者の安心・安全の

確保や精神的負担の軽減を図っていきたいと考えている。

○委員長

配偶者暴力相談支援センターに女性相談員が配置されるということによいか。

○事務局

配偶者暴力相談支援センターというのは建物ではなく機能の名称であり、機能を有する部署に女性相談員を設置するものである。相談室は通常の執務室とは別に設け、現在実施している電話相談も引き続き行う。

○委員長

女性相談員というのは売春防止法の設置基準に基づき業務を行うことが決まりとなっているのか。

○事務局

その通りである。また、同法に基づき設置することにより、国からも補助金が交付される。

○委員長

ただいまの説明について質問、意見はあるか。

○委員

支援センターは火曜日から金曜日までとあり、女性相談員の勤務日は週2回のみとのことだが、その他の日の対応はどうするのか。

○事務局

現在、被害者の状況に応じて関係各課で支援を行っているが、その体制は継続されるものであり、支援センター職員と福祉部門等の関係課で連携して対応を行っていく。

○委員

これまでは被害者がいてもどこの課に相談すればよいかはつきり分からない状況であったと思う。支援センター設置後は、相談したい方から連絡が入った場合、支援センターに

案内されるということか。

○事務局

DV 被害者であると分かった場合には、支援センターの案内はするが、状況によってこれまでどおり各課で対応することもある。また、必要に応じて相談員が各課に出向くなど、被害者に負担及び危険のないよう配慮する。

○委員

民生委員などに周知はするのか。

○事務局

加害者にセンター設置場所等の情報が漏れる危険性も考え、記者発表等大々的な広報をする予定はない。民生委員などには、支援センターの案内というより相談窓口の案内という形で周知を検討したい。

○委員長

前回の協議内容の確認だが、相談に携わる職員も研修を受けるということになっていたと思うが、関連する職員はすべて専門研修を受けるのか。

○事務局

その通りである。

○委員長

他に意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

(4) その他

○委員長

最後に(4)その他について事務局から何かあるか。

○事務局

第2期の男女共同参画推進委員会については、任期が平成26年7月1日から平成28

年6月30日までとなっている。委員会は今回が最後となるが、本日ご意見いただいた市民意識調査の修正などを今後行うことから、引き続き任期満了までご助言ご指導をよろしくお願いしたい。

○委員長

委員からは何かあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

なしとのことなので、これで議長の任を降り、進行を事務局に戻す。

○事務局

これをもって、第1回委員会を終了する。

(5) 閉会 (11時35分)

会議の内容については、以上のとおりです。

平成28年 6月15日

川口市男女共同参画推進委員会委員長

(金井委員長署名)

川口市男女共同参画推進委員会委員

(大谷委員署名)